刈谷市アスベスト対策費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図るため、分析調査又は除去等を実施する建築物の所有者に対し交付する刈谷市アスベスト対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和４４年規則第２９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）アスベスト等　労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第６条第２３号に規定する石綿等をいう。

（２）対象建築物　本市の区域内に存する建築物のうち、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物をいう。

（３）分析調査　建材中の石綿含有率の分析方法について（平成１８年８月２１日付け基発第０８２１００２号厚生労働省労働基準局長通知）において示された方法により建築物石綿含有建材調査者等が行う対象建築物に施工された建材中の石綿含有率についての分析調査をいう。

（４）建築物石綿含有建材調査者等　建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成３０年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第１号）第２条第２項に規定する建築物石綿含有建材調査者又は同条第３項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。

（５）除去等　対象建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト等について行う除去、封じ込め又は囲い込みの措置をいう。

（６）代理受領　分析調査又は除去等を受託した業者（以下「受託業者」という。）が、第６条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）の同意に基づき、当該分析調査及び除去等に要した経費の額から当該決定を受けた補助金の額（第８条の規定による承認を受けた場合は、当該承認を受けた額）を控除した額を請求し、当該補助決定者に代わり補助金を受領することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、対象建築物に係る分析調査又は除去等（第５条の規定による申請を行う年度内に完了するものに限る。）を実施する当該対象建築物の所有者とする。ただし、市税を滞納している者又は国、他の地方公共団体等が定めた補助制度等の対象となる者は、補助金の交付の対象としない。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、当該経費の額に同表の中欄に定める補助率を乗じて得た額とし、その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　補助金の額は、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、分析調査又は除去等を実施する前に、刈谷市アスベスト対策費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（１）位置図、区域図、配置図及び平面図（分析調査の場合を除く。）

（２）対象建築物の所有権を証する書面（分譲マンションの場合は、決議を証する書面）

（３）対象建築物に係る確認通知書又は検査済証の写し

（４）補助の対象となる経費の複数の見積書

（５）現況写真

（６）アスベスト等が吹き付けられていることを証する書類（分析調査の場合を除く。）

（７）分析調査を行う建築物石綿含有建材調査者等の登録証の写し（除去等の場合を除く。）

（８）その他市長が必要と認めるもの

　（交付の決定）

第６条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市アスベスト対策費補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

　（計画の変更）

第７条　補助決定者は、当該決定に係る内容を変更しようとする場合は、刈谷市アスベスト対策費補助金変更承認申請書（様式第３号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領方法のみを変更する場合は、当該書類の添付を要しない。

（変更の承認）

第８条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、刈谷市アスベスト対策費補助金変更承認通知書（様式第４号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（分析調査等の中止）

第９条　補助決定者は、分析調査又は除去等を中止するときは、刈谷市アスベスト対策費補助金中止届（様式第５号）を速やかに市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第１０条　補助決定者は、分析調査又は除去等が完了したときは、刈谷市アスベスト対策費完了実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（１）分析調査の場合　次に掲げる書類

ア　分析調査の結果報告書

イ　資料の採取状況が確認できる写真

ウ　分析調査に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの及び支払内訳書

エ　契約書の写し又はこれに類するもの

オ　受託業者からの請求書その他の書類の写し

カ　その他市長が必要と認めるもの

（２）除去等の場合　次に掲げる書類

ア　除去等の結果報告書

イ　工事の施行状況及び工事完了後の写真

ウ　除去等に要した経費の領収書の写し又はこれに類するもの及び支払内訳書

エ　契約書の写し又はこれに類するもの

オ　受託業者からの請求書その他の書類の写し

カ　その他市長が必要と認めるもの

２　補助決定者は、代理受領を選択する場合は、前項第１号ウ又は前項第２号ウに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

（１）アスベスト対策費補助金代理請求及び代理受領同意書（様式第７号）

（２）分析調査又は除去等に要した経費の額から第６条の規定による決定（第８条の規定による承認を受けた場合は、当該承認）を受けた補助金の額（以下「補助決定額」という。）を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの及び支払内訳書

（請求及び補助）

第１１条　市長は、前条第１項の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、補助決定者が代理受領を行う場合は、受託業者からの請求により補助決定額を支払うものとする。

　　　附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の刈谷市アスベスト対策費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施した分析調査及び除去等について適用し、同日前までに実施した分析調査及び除去等については、なお従前の例による。

附　則

　この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助限度額 |
| 分析調査に要した経費 | １０分の１０ | １棟につき２５万円 |
| 除去等に要した経費 | ３分の２ | １棟につき１８０万円 |